

盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案 新旧対照条文

- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第五条関係）
- 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）（附則第六条関係）

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第五条関係）

（現行規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一〇九 （略）

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十  
六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章  
、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは  
第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法  
律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第  
二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、  
盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の  
罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法  
律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転  
により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十  
年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難  
特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第  
号）第二十二条の罪により拘禁刑に処する判決の宣告を  
受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一〇九 （略）

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十  
六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章  
、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは  
第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法  
律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第  
二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、  
盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の  
罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法  
律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転  
により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十  
年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難  
特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第  
号）第二十二条の罪により拘禁刑に処する判決の宣告を  
受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定

し、確定の日から五年を経過していないもの

十ㄠ十四 (略)

2 (略)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により本邦からの退去を強制し、又は第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させることができる。

一ㄠ四 (略)

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難特定金属製物品の处分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられたもの

四の三ㄠ十 (略)

(出国命令)

十ㄠ十四 (略)

2 (略)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により本邦からの退去を強制し、又は第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させることができる。

一ㄠ四 (略)

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたもの

四の三ㄠ十 (略)

(出国命令)

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の三に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

#### 一・二 （略）

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられたものでないこと。

#### 四・五 （略）

##### （在留資格に係る許可）

第六十一条の二の二 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定をする場合であつて、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していない

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の三に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

#### 一・二 （略）

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものでないこと。

#### 四・五 （略）

##### （在留資格に係る許可）

第六十一条の二の二 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定をする場合であつて、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していない

もの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 （略）

二 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

2 ～ 4 （略）

（仮滞在の許可）

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留资格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 ～ 七 （略）

八 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十

もの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 （略）

二 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

2 ～ 4 （略）

（仮滞在の許可）

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留资格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 ～ 七 （略）

八 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十

九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難特定金屬製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

九・十  
（略）  
2  
5

九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

九・十  
（略）  
2  
5

○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	改正案	改正
（出入国管理及び難民認定法の一部改正） 第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。	（略） 第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。 八 （略） 九 永住者の在留資格をもつて在留する者が、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられ	（出入国管理及び難民認定法の一部改正） 第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。
（出入国管理及び難民認定法の一部改正） 第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。	（略） 第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。 八 （略） 九 永住者の在留資格をもつて在留する者が、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたこと	（出入国管理及び難民認定法の一部改正） 第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

(略)  
たこと。

(略)